

ツキノワグマ被害防止対策事業

町では、ツキノワグマとの不意の遭遇を防止するため、住家等の周辺の放置樹木伐採に対し助成を行います。

○補助対象事業

- 住家等の周辺おおむね10m以内にある放置樹木伐採・撤去
- ・柿や桃などの果樹類、栗やくるみなどの堅果類の樹木が対象です。
 - ※農業などの事業用は除く
 - ・樹木所有者の同意が必要です。

○補助対象者

地域総意で行う自治会などの団体

○補助対象経費

樹木1本あたり(外部委託費、機械損料、燃料費、処分費等を含みます)

幹周り60～69cm(直径20cm前後)	33,000円
幹周り70～89cm(直径25cm前後)	40,000円
幹周り90cm以上(直径28cm以上)	46,000円

(例) 幹回り60～69cmの栗の木を2本伐採 $33,000 \times 2 \text{本} = 66,000 \text{円}$

ツキノワグマ講習会のご案内

ツキノワグマ被害防止について講習会を開催します。参加費無料・事前申込不要ですので、ぜひご参加ください。

- 日時 9月20日(金) 18時～
- 会場 小坂町交流センターセパーム 2階多目的ホール
- 講師・内容 小坂町猟友会 会長 上田 誠一氏 「ツキノワグマの被害防止について」

観光産業課農林班より「ツキノワグマ被害防止対策事業」についての説明も行います。

ツキノワグマにご注意ください!!!

冬眠にむけてこの時期のクマは一生懸命に食べ物を探します。次の点について注意して、事故を防ぎましょう。

- ・クマが実を食べる可能性のある庭木(柿や栗など)の管理
- ・クマが身を隠せるような草むらなどの刈り取り
- ・車庫や物置の扉は普段から閉める(クマが入る可能性があります)
- ・ゴミは収集日の朝に出す
- ・生ゴミや米ぬか、家畜飼料などを屋外に放置しない

民家の近くにクマが出没した場合は自分で対応しようとせず、役場や警察までご連絡ください。また、7月よりスタートした「ツキノワグマ等情報マップシステムクマダス」への掲載にもご協力ください。

国の交付金などを受けて作物を栽培している圃場で農作物被害が発生した場合は被害状況等の確認が必要です。観光産業課農林班までご連絡ください。

お問い合わせ先 観光産業課農林班(Tel29-3912)